

徳島県告示第六百二十号

砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定に基づき、令和二年
度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和二年十月九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 試験の日時

令和二年十一月十三日（金曜日）午前十時から正午まで

二 試験の場所

徳島市万代町一丁目一番地 徳島県庁八階八〇二会議室

三 受験願書の受付期間

令和二年十月十九日（月曜日）から同月三十日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を
除く。）とする。ただし、郵送による場合は、同月三十一日までの消印があれば受け付
ける。

四 受験願書の用紙の請求先

徳島県県土整備部河川整備課、徳島県東部県土整備局及び徳島県総合県民局県土整備
部

五 受験願書の提出先

徳島市万代町一丁目一番地 徳島県県土整備部河川整備課

六 受験手続

受験願書（砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和四十三年通商産業省令第八十号
）様式第九によるもの）に写真（受験願書提出前六箇月以内に撮影した正面上半身像で
、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）を添付して提出すること。

七 受験手数料

八千円（その額に相当する額の徳島県収入証紙を受験願書に貼付すること。）

八 その他

この試験についての問合せは、徳島県県土整備部河川整備課（電話 八八 六二一
二六二七）へすること。